

麻薬取締部

麻薬取締部の職員は、刑事訴訟法の規定に基づく特別司法警察員としての権限をもち、薬物犯罪の捜査を行っています。また、医療用麻薬等を扱う施設に対する監督・指導、薬物乱用防止啓発活動に関する業務なども行っています。

1. 薬物乱用防止のための啓発活動について

(1) 概要

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者を生み出さない社会環境を構築することが重要です。

このため、麻薬取締部では、薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締官や麻薬取締官のOBが、学校の児童・生徒や教師等を対象とした薬物乱用防止教室の講師として講演活動を行っています。

(2) 実績

ア 小・中学校、高校における薬物乱用防止教室、各種研修会や講習会に麻薬取締部の職員を講師として26回派遣し、合計約8,000人を対象に麻薬・覚醒剤等に関する正しい知識の普及等の啓発活動を実施しました。

【薬物乱用防止教室】



【麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動静岡大会】



イ 11月、静岡県沼津市において

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動静岡大会を開催しました。大会では約600人の参加者を迎え薬物乱用防止功労者に対する厚生労働大臣表彰及び厚生労働省医薬局長表彰が行われたほか、夜回り先生として全国で活動を行う水谷修氏の特別講演、沼津学園桐陽高校ダンス部によるダンスステージ、薬物乱用をなくすための環境づくりを柱とする大会宣言が行われました。なお、「薬物乱用防止のための啓発活動」に係るこれまでの取り組みは、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/mayaku_boshi/index.html

2. 再乱用防止対策について

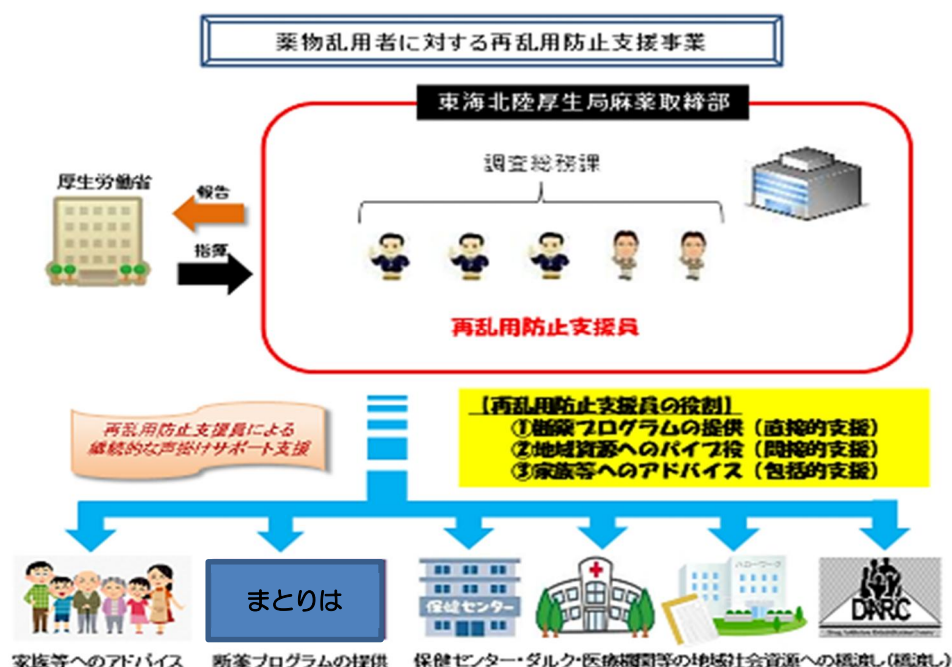
(1) 概要

麻薬取締部では、薬物の再乱用防止活動に携わる全ての方々を対象にした再乱用防止対策講習会を、また、薬物中毒対策に携わる機関の職員を対象とした薬物中毒対策連絡会議を、それぞれ開催しています。このほか、麻薬取締部等で検挙した初犯者のうち希望者を対象に、再乱用防止支援プログラムを実施しています。

令和元年8月からは、薬物依存からの回復を目的に、対象者をしぼらず、専門の資格を有する再乱用防止支援員による支援を開始しました。面接等を通じて対象者に薬物の再乱用をさせないよう助言・指導を行う他、プログラムに参加した対象者の家族に対しても、必要に応じ支援を行っています。プログラム対象者には、認知行動療法に基づく専用の自習用ワークブック「まとりは」等を提供し、また、その家族には、薬物依存に対する理解を深めてもらうため、厚生労働本省が作成した家族読本など資料の提供・説明を行っています。麻薬取締部では、過去に薬物の乱用の経験があり、今後、薬物の乱用を行わないための支援を求めるご本人や家族からの相談や、他の支援機関などから当部の薬物乱用防止支援に関する問い合わせに応じるための相談業務を実施しています。

薬物再乱用防止支援相談窓口：052-951-6920

(受付時間 平日 午前9時から午後5時まで)



（２）実績

ア １０月、富山市において薬物再乱用防止に取り組む関係者（薬物依存症治療の専門家、厚生労働本省の職員、管内の精神保健指定医、県市職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官、矯正施設職員、麻薬取締部）合計５０名が出席し、薬物再乱用防止に向け、地域における関係機関の取組みについて情報共有することを目的とした薬物中毒対策連絡会を開催しました。

イ 前記連絡会議に併せ、１０月、富山市において薬物依存症治療の専門家、全国薬物依存症者家族会連合会等を講師として、薬物再乱用防止に関する知識の普及を図ることを目的とした再乱用防止対策講習会を開催し、一般の方を含む約７０名の方が参加しました。

３．相談業務について

（１）概要

薬物乱用対策には、薬物乱用者やその家族等の抱える問題に対して、幅広く相談の機会を設け、適切な助言と迅速な対応を行うことが重要です。

このため、麻薬取締部では、専用電話や面接による相談業務を実施しています。

麻薬・覚醒剤相談電話番号：０５２－９６１－７０００

（受付時間 平日 午前９時から午後５時４５分）

薬物に関する情報提供（厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ウェブサイト）

<https://www.ncd.mhlw.go.jp/form/mail/mail.html>

（２）実績

麻薬・覚醒剤等薬物相談電話や来部等による相談受理件数は、２９０件でした。

相談内容は、覚醒剤の乱用に関するものが７６件と最も多く、次に大麻の乱用に関するものが７３件でした。



4. 薬物事犯の取締りについて

(1) 概要

全国の捜査機関による令和 7 年の薬物事犯検挙人員は、前年から約 1,000 人増加し約 15,000 人となりました。

このうち、覚醒剤は約 6,500 人、大麻事犯は約 7,000 人と、ともに前年から増加しました。

また、麻薬事犯（大麻を除く）は約 1,500 人と過去 10 年間で最多となりました。

【規制薬物例】



(2) 実績

ア 麻薬取締部による令和 7 年の薬物法令違反検挙数は、89 人（前年 97 人）です。

イ 以下は主な捜査事例です。

(ア) 麻薬密輸入事犯

名古屋税関と共同で捜査を実施し、麻薬を密輸入した外国人組織の実行犯を逮捕しました。

(イ) 大麻草違法栽培事犯

他捜査機関と合同捜査を行い、三重県内において大麻草を営利目的で栽培していた者を検挙しました。

(ウ) SNS を利用した規制薬物密売事件

サイバーパトロールを随時実施して薬物密売人に対する捜査を実施しました。

* (1)、(2) の人員件数は令和 7 年 1 月～12 月の数値

（一〇メモ）～薬物乱用防止五か年戦略～

厚生労働本省は、関係閣僚で構成される薬物乱用対策推進会議で、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、政府一丸となった総合的な薬物乱用防止対策を実施しています。

【厚生労働本省薬物乱用対策ウェブサイト】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyo_u_taisaku/index.html

5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導、監督について

(1) 概要

麻薬は、正しく用いられれば医療上極めて有用な反面、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の原因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。

このため、我が国では、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制にするなど必要な指導・取締りを行うことにより、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

麻薬取締部では、医薬品である麻薬、向精神薬や覚醒剤原料など、その円滑な流通を確保するため、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、向精神薬輸入・輸出業者等に対する免許事務や、麻薬の携帯輸出入等の許可事務、麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理事務に加え、法改正により大麻草研究栽培者や大麻草の加工許可に係る許認可事務などを行うとともに、不正ルートへの流出を防止するため、これらを取り扱う施設に対し、随時立入検査を実施しています。

また、麻薬や向精神薬の密造に利用される可能性のある物質を取り扱う事業者に対しては、不正な製造に利用されることがないように、取引先における利用方法を確認し、不審な取引があった場合には、すぐに届出を行うように指導しています。

(2) 実績

管内52か所の麻薬取扱施設、覚醒剤原料取扱施設及び向精神薬取扱施設に対して、立入検査を実施し、麻薬等の適正管理に関する監視・指導を行いました。

令和7年度の医師や医療機関に対する事件送致は3件2名でした。

【医療機関に対する立入検査の様様】



(一〇メモ) ～麻薬取締官～

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、薬物乱用防止を使命とし、刑事訴訟法に基づく司法警察員として薬物犯罪の捜査を行います。その他、医療用麻薬などの適正使用推進をはじめ、麻薬等の正規流通の指導・監督も実施します。

また、薬物乱用者の社会復帰を目的とした本人やその家族に対する助言や青少年等に対する薬物乱用防止啓発活動も積極的に取り組んでいます。